

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境をつくるため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：2024年7月1日～2029年6月30日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：正規職員に占める女性の割合を20%以上にする

<取組内容>

- 2024年7月～ 幹部会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 2024年10月～ 仕事と育児の両立を支援する当センターの正規職員就業規程、育児・介護休業規程、在宅勤務実施要領等各種規定を毎年4月と10月に職員に周知
- 2025年4月～ 次回の職員採用（2027年予定）における女性の応募増に向けて、当センターで活躍している女性職員をホームページ等で紹介
- 2029年4月～ えるぼし認定を取得。取得後、「えるぼしマーク」を名刺、パンフレット、ホームページ等に掲載し、女性が活躍できる職場であることを発信

目標2：女性管理職を1名以上配置する

<取組内容>

- 2024年7月～ 幹部会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
管理職候補者に対するスキルアップ研修の実施
中小企業診断士等の資格取得の奨励
- 2026年10月～ 管理職候補の女性を対象とした今後のキャリアプランに関する面談を年1回実施